MAFF 農林水産省

高病原性鳥インフルエンザ対策強化のポイント

昨シーズン発生事例の傾向

- 過去に発生した農場での再発事例が確認
- 大規模農場での発生が多数確認
- 家きん農場集中地域で連続的な発生が確認
- 死亡羽数増加を誘導換羽の影響と誤認したこと等により、通報が遅れ、発生が拡大



昨シーズンの発生傾向を踏まえ以下の取組を実施

Ol 塵埃対策の実施

ウイルスに汚染された粉塵、羽毛等(塵埃)によるウイルス伝播リスク低減のため飼養規模が 20万羽を超える大規模所有者は以下のような取組を実施する。(令和8年10月1日施行)

フィルター・不織布の設置



細霧装置の設置



入気口の一部閉鎖



等

02 再発・密集地域等における発生リスク低減に向けた取組

高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが高い地域を予め大臣指定地域として指定し、地域内の農場は地域内での発生に備えた準備や野鳥誘引防止対策等の取組を実施する。 (令和8年1月1日施行)

地域内での発生に備えた準備

- ・地域内での発生に備えて家きん舎周辺を消毒 するのに十分な量の消毒薬を各農場が備蓄
- ・地域内で発生した際に各農場が<mark>塵埃対策を</mark> 実施できるよう準備

地域一体となった対策の実施

- ・農場周辺の野鳥生息状況等の把握
- ・把握した情報に基づいた周辺環境における ウイルス低減対策の検討および実施

農場内での野鳥誘引防止対策の実施例









水抜き

03 分割管理導入の検討

- 飼養規模が20万羽を超える大規模所有者 は分割管理の導入に向けて具体的な検討 を実施する。
- → 分割管理を導入する場合には、家畜保健 衛生所の確認を受け、指導に従う。 (令和7年10月1日施行)

04 誘導換羽中も警戒を徹底



- 誘導換羽中は毎日の健康観察を注意深く 行い、少しでも異常を感じた場合には、 躊躇せずに家畜保健衛生所へ連絡を。
- 農場が制限区域内に入った場合には、 制限区域が解除されるまでの間は、 誘導換羽実施の見合わせ検討を。